

●発表日:令和4年(2022年)3月24日

資料No.4

田原市パートナーシップ制度を導入します

田原市では、令和4年4月よりパートナーシップ制度を導入します。

この制度は、一方又は双方が性的少数者である2人が、人生のパートナーであることを市長に宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを認める制度です。

制度の導入により、性の多様性に対する理解を広げ、性的少数者の方が抱える不安や困難を少しでも解消し、「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現を目指します。

- 1 開始日 令和4年4月1日(金)
- 2 対象者
 - ・成年に達していること
 - ・田原市民であること、または田原市への転入を予定していること
 - ・配偶者がいないこと
 - ・宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと
 - ・宣誓者同士が近親者でないこと
- 3 受付先 企画課協働係
【TEL】0531-23-3507
【メール】kyoudou@city.tahara.aichi.jp
宣誓には電話もしくはメールで事前予約が必要です。
- 4 手続きの流れ 事前予約→宣誓書提出→内容確認→宣誓書受領証の交付
- 5 支援制度
 - ・市営住宅に夫婦とみなして入居可
 - ・婚姻届提出者へ贈る花束(タハナ)を贈呈
 - ※今後も導入可能な支援制度について検討予定
 - ※民間サービスの中には、一定の範囲で家族と同等の取扱いがされるものあり(例:携帯電話会社の家族割、生命保険受取人の適用等)

※詳細については、別紙チラシをご覧ください

(担当) 企画課協働係 河口・下形 電話(0531)23-3507